

令和6年 第3回定例会

**愛知中部水道企業団議会会議録**

令和6年12月26日

愛知中部水道企業団議会

# 令和6年第3回愛知中部水道企業団議会定例会会議録

## 目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
一般質問一覧表	3
議案質疑一覧表	5

### 第 1 号 (12月26日)

議事日程	7
出席議員	7
欠席議員	7
説明のために出席した者の職氏名	7
職務のために出席した職員の職氏名	8
開会の宣告	9
諸般の報告	9
開議の宣告	9
議事日程の報告	9
企業長あいさつ	10
議会運営委員会委員長の報告	11
会議録署名議員の指名	12
会期の決定	12
一般質問	12
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
企業長あいさつ	49
閉会の宣告	49
署名議員	51

令和6年第3回愛知中部水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年11月25日

愛知中部水道企業団

企業長 近藤 裕 貴

1 期 日 令和6年12月26日

2 場 所 愛知中部水道企業団3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 (15名)

1番	浅井	たかお	議員	2番	武谷	としお	議員
3番	月岡	修一	議員	4番	ごとう	みき	議員
5番	水野	たかはる	議員	6番	吉野	ゆうと	議員
7番	福安	金之助	議員	8番	阿部	憲明	議員
9番	藤川	仁司	議員	10番	川合	ともゆき	議員
11番	田崎	あきひさ	議員	12番	にしだ	亮太	議員
13番	若園	ひでこ	議員	14番	熊田	彰夫	議員
15番	加藤	宏明	議員				

不応招議員 (なし)

令和6年第3回愛知中部水道企業団議会定例会一般質問一覧表

発言 順序	氏 名 (質問方式)	一 般 質 問 内 容
1	ごとう みき (一問一答)	<p>1 水道料金の減額制度導入について</p> <p>2 本企業団の2024年度地震防災対策推進委員会の内容について</p> <p>3 ハラスメント防止について</p> <p>《質問要旨》</p> <p>1 水道料金の減額制度導入について</p> <p>(1) 水道料金値上げの検討と同時に減額制度の導入などは検討されましたか。</p> <p>(2) 名古屋市では、ひとり親世帯に対する水道代減免制度があり、全国的にも市民税・県民税非課税世帯への減額制度、社会福祉施設への減免を行なっている事業体もあります。住民の生活を守るための水道事業です。愛知中部水道企業団でも減免制度を導入してはどうでしょうか。</p> <p>2 本企業団の2024年度地震防災対策推進委員会の内容について</p> <p>(1) 地震対策実施計画の見直しの進捗状況はどのようですか。</p> <p>(2) 能登半島地震への応援派遣職員からの聞き取りでは、「マンパワーの大切さ、水道事業体を始めとした関係機関の協力なくして水道復旧が難しい」とのこと（令和6年3月6日定例会）でした。どのように計画に反映されますか。</p> <p>(3) 重要給水拠点施設への水道管の耐震化の状況とその対応はどのようですか。</p> <p>3 ハラスメント防止について</p> <p>(1) 「職員におけるハラスメントの防止に関する要綱」について、対象者、相談体制はどのように明記され</p>

発言 順序	氏 名 (質問方式)	一 般 質 問 内 容
1	ごとう みき (一問一答)	<p>ていますか。</p> <p>(2) ハラスメントがあった場合の対応についてはどのようにされていますか。</p> <p>(3) ハラスメント防止に対する取組はどのようなようですか。</p>
2	浅井 たかお (一問一答)	<p>愛知中部水道企業団の水道料金審議会の進め方と答申について</p> <p>《質問要旨》</p> <p>1 水道料金審議会の進め方について</p> <p>(1) 審議会を非公開にした理由は。</p> <p>(2) 発言者が全て「委員」となっている理由は。</p> <p>(3) 住民からの意見の聞き方、住民の直接参加の推進はどのように行ったのか。</p> <p>(4) 料金改定期間を6年間で検討した理由は。</p> <p>(5) 経営努力や経費削減について、どのように審議されたのか。</p> <p>(6) 答申案は誰が作成し、審議会の意見で修正があったのか。</p> <p>2 答申書の「経費の削減だけでは事業運営が難しい経営状況」について</p> <p>(1) 健全運営する上で水道料金改定の前にどんな経営努力をしたのか。</p> <p>ア 投資規模と企業債借入をどのように見直したのか。</p> <p>(2) 答申書の附帯意見「経営努力と業務改善」について</p> <p>ア 入札契約制度の見直しの考えは。</p> <p>イ 人事制度や職員定数の見直しの考えは。</p> <p>ウ 小水力発電の活用の考えは。</p> <p>エ 人工衛星、人口知能を活用した維持管理手法を導入する考えは。</p> <p>オ 業務のDX推進の考えは。</p>

令和6年第3回愛知中部水道企業団議会定例会議案質疑一覧表

議案 番号	氏 名	議 案 質 疑 内 容
議案 第6号	ごとう みき	<p>議案第6号 愛知中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例について</p> <p>《質疑事項》</p> <p>1 水道料金値上げに対する考え方について</p> <p>2 水道料金値上げによる利用者への影響額について</p> <p>《質疑要旨》</p> <p>1 今回の改正が条例第22条の水道料金のみなのはどうしてですか。</p> <p>2 提案理由に「健全経営を維持していくために水道料金の改定を行なう必要がある」とありますが、現在は健全経営ではないのですか。また、どのような状況が「健全経営」というのでしょうか。</p> <p>3 改定により、愛知中部水道企業団の給水収益は、どれぐらい増えますか（令和7年度、令和8年度）。また、増収分は主にどこの経費の増加分に充てられるのですか。</p> <p>4 愛知中部水道企業団料金審議会の答申（令和6年9月）では「今後さらに施設の耐震化や老朽化した施設の更新等に進める」ことを要望されていますが、料金改定により管路更新率はどのように変わりますか。</p> <p>5 一般的に単身世帯、4人世帯の場合、いくらの値上げになりますか。</p> <p>また、仮にこの値上げ分を節約しようとする、何回分のトイレの回数を減らすことになりますか。</p>
	浅井 たかお	<p>議案第6号 愛知中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例について</p> <p>《質疑事項》</p> <p>水道料金の改定等について</p>

議案 番号	氏 名	議 案 質 疑 内 容
議案 第6号	浅井 たかお	<p>《質疑要旨》</p> <p>1 令和7年度から令和12年度まで平均改定率が20.4%と大幅に値上げする理由は何か。 値上げをすることによる収入増はどのくらいか。</p> <p>2 基本料金が占める割合を約35%から約40%程度に引き上げる理由は何か。使用水量の減少をどのくらい見込んでいるのか。</p> <p>3 使用水量の逡増度を6.4倍から4.6倍に緩和する理由は何か。 「広く使用者に負担を求めるという公平性の観点」についてどのような認識か。逡増度の緩和案を提案したのは審議会側からか。</p> <p>4 料金改定日を令和7年6月1日にした理由は何か。どのように周知するのか。</p> <p>5 令和6年度の「水道水源環境保全基金残高」が約3億3,000万円あり、令和7年の料金改定前の基本収入566万8,333円を最後に、改定後以降は徴収しない、とあるが、その理由は何か。</p> <p>6 第6回愛知中部水道企業団水道料金審議会の冒頭挨拶で、企業長と会長が「料金改定、料金値上げが前提の審議であった」と発言があるが、審議をはじめる前から値上げを決めていたのか。</p> <p>7 地方公営企業法の経営の基本原則に、「企業の経済性を発揮する」とともに、その本来の目的である「公共の福祉を増進する」ように運営されなければならないとあるが、経済性だけでなく、非課税世帯、多子世帯などへの福祉的な支援はどのように考えているか。</p>

第 3 回 定 例 会

( 第 1 号 )

# 令和6年第3回愛知中部水道企業団議会定例会

## 議 事 日 程

令和6年12月26日午後2時00分開会

- 日程第1 企業長あいさつ
- 日程第2 議会運営委員会委員長の報告
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第6号 愛知中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第7号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第8号 令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について

---

## 出席議員（15名）

- |     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番  | 浅井 たかお 議員  | 2番  | 武谷 としお 議員  |
| 3番  | 月岡 修一 議員   | 4番  | ごとう みき 議員  |
| 5番  | 水野 たかはる 議員 | 6番  | 吉野 ゆうと 議員  |
| 7番  | 福安 金之助 議員  | 8番  | 阿部 憲明 議員   |
| 9番  | 藤川 仁司 議員   | 10番 | 川合 ともゆき 議員 |
| 11番 | 田崎 あきひさ 議員 | 12番 | にしだ 亮太 議員  |
| 13番 | 若園 ひでこ 議員  | 14番 | 熊田 彰夫 議員   |
| 15番 | 加藤 宏明 議員   |     |            |

## 欠席議員（なし）

---

## 説明のために出席した者の職氏名

- |      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 企業長  | 近藤 裕貴 君 | 副企業長 | 小浮 正典 君 |
| 副企業長 | 小山 祐 君  | 副企業長 | 石橋 直季 君 |
| 局長   | 山田 紀夫 君 | 副局長  | 山田 浩司 君 |

次長（管理）	近藤隆徳君	次長（営業）	谷澤英一君
次長（技術）	鈴木由紀夫君	専門監兼総務課長	上村知由君
専門監兼建設課長	川本弘直君	経営企画課長	白井淳君
営業課長	弓矢太君		

---

職務のために出席した職員の職氏名

議会事務部長 書記	竹内稔君	総務課主幹	三宅徹君
管財検査課課長補佐	成田英哉君	豊明市下水道課長	青山康德君
日進市下水道課長	石原直樹君	みよし市 都市建設部次長兼下水道課長	舟橋伸幸君
長久手市 下水道課長	丸山賢一君	東郷町下水道課長	近藤道明君

---

### ◎開会の宣告

○議長（若園ひでこ議員） 令和6年第3回愛知中部水道企業団議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位並びに執行機関の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本定例会に提出されます議案は、企業長提出議案といたしまして、愛知中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例についてを始め3議案でございます。

慎重なる御審議をいただきますとともに、議会運営に御協力をお願い申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は15名で、議員定足数に達しております。よって、令和6年第3回愛知中部水道企業団議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

(午後 2時00分)

---

### ◎諸般の報告

○議長（若園ひでこ議員） 日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から、令和6年度6月分から10月分までの例月出納検査の結果報告書及び定例監査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきました。

続きまして、地方自治法第121条の規定により、本定例会に議案説明のため、企業長以下説明者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

---

### ◎開議の宣告

○議長（若園ひでこ議員） それでは、本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（若園ひでこ議員） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、その日程表に従って進めます。

本日の日程に入ります。

---

◎企業長あいさつ

○議長（若園ひでこ議員） 日程第1、企業長より御挨拶をお願いいたします。

近藤裕貴企業長。

○企業長（近藤裕貴君） 皆さん、こんにちは。企業長をさせていただいております日進市長、近藤でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

開会に当たりまして、一言私からも御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和6年第3回愛知中部水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多用の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

令和6年も残り僅かとなりましたが、本年は地震災害や風水害が激甚化、頻発化し、石川県を中心に甚大な被害が生じた年となりました。元旦に発生いたしました能登半島地震では、水道施設にも大きな被害をもたらし、長期にわたって断水を余儀なくされました。さらに、9月にも奥能登地域におきましては、復旧復興の途上にある中、線状降水帯による記録的な豪雨により多くの被害が発生し、水道においても停電による施設の停止や配管の破損により大規模な断水が発生するなど、水道が使えないということが住民生活にいかに関与を及ぼすかということを改めて認識をさせられました。

また、8月の日向灘を震源といたします地震では、史上初となりますが、南海トラフ地震の臨時情報が発表され、巨大地震の切迫性が高まる中、ハード及びソフト面の両面から自然災害への対策を加速し、強化をしていく必要に迫られました。

こうした中、本企業団におきましても、先の10月に三好ヶ丘配水場にて議員の皆様にも御参加をいただき、補給水活動などの訓練を通しまして、防災意識の向上と広域的な連携の強化が極めて重要であるということを感じていただけたことと思います。

水道は、蛇口をひねれば当たり前のように水が使える、住民が生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤となっておりますけれども、現在は安定的な事業運営をいかにして持続していくかという点で大きな転換期を迎えてございます。

本企業団におきましても、施設の老朽化・耐震化の対応のほか、人口減少による料金収入の減少が見込まれることや、昨今の様々な物価高騰に加え、県営水道料金の値上げ改定が行われるなど、企業団経営を取り巻く環境が大きく変化する状況にございます。今後の料金水準の見直しを迫られるということになりました。

そうしたことから、本年1月29日に水道料金審議会を設置し、本企業団の適正な料金水

準について諮問をさせていただき、審議会の委員の皆様には6回にわたり慎重な御審議を賜り、料金改定の答申をいただきました。

この答申を真摯に受け止め、今後の企業団運営につきましては、社会情勢を的確に把握し、委員からの経営努力と業務改善などの附帯意見としていただきました御要望を念頭に、職員一同、一層適正かつ健全な事業運営を行ってまいります。

また、安心して安全な水を安定的に供給することにより住民の皆様が安心して暮らしていただくことができるよう引き続き努めてまいりますので、議員各位の御理解、御協力をお願いいたします。

本日、定例会で御審議いただきます案件は、料金改定を内容といたします愛知中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例についてを始め3件でございます。

慎重なる御審議をいただきまして、原案どおりお認めいただきますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（若園ひでこ議員） ありがとうございます。

---

#### ◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（若園ひでこ議員） 日程第2、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

○議会運営委員会委員長（田崎あきひさ議員） 議長より御指名がございましたので、議会運営委員会の協議結果につきまして御報告を申し上げます。

本定例会の運営につきましては、11月25日午後4時及び本日午後1時30分より委員会を開催いたしました。

11月25日の協議結果につきましては、既に文書でお知らせしてございますので、主なもののみ御報告申し上げます。

本定例会の会期につきましては、本日1日といたしました。

付議されました議案は、企業長提出議案といたしまして、議案第6号 愛知中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例について始め3件であり、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うことといたしました。

本日の協議結果でございますが、一般質問につきましては一問一答方式で2名、議案質疑につきましては2名の事前通告がございましたので、その取扱いにつきまして確認をいたしました。

一般質問につきましては、発言時間は再質問を含め1人20分以内とし、質問回数は制限

を設けず、関連質問は認めないものとしたしました。

また、議案質疑につきましては、発言時間は再質疑を含め1議案、1人15分以内とし、質疑回数は同一議題については2回を超えることができないこととし、関連質疑は認めないものとしたしました。

議事進行に格別の御協力をお願いし、議会運営委員会の報告といたします。以上です。

○議長（若園ひでこ議員） 御苦労さまでした。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（若園ひでこ議員） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第84条の規定に基づき、3番、月岡修一議員及び11番、田崎あきひさ議員を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（若園ひでこ議員） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎一般質問

○議長（若園ひでこ議員） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問について通告がありますので、通告順に発言を許します。

4番、ごとうみき議員。

○4番（ごとうみき議員） 4番、ごとうみきです。

それでは、早速通告に従い一般質問を行います。

水道料金の減額制度の導入についてです。

水道料金の値上げの検討と同時に減額制度の導入などは検討されたのでしょうか、お願いいたします。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員の質問に対する答弁者、谷澤次長。

○次長（営業）（谷澤英一君） 営業担当次長の谷澤でございます。よろしくお願いをいたします。

後々、質問に関しましてお答えさせていただきます。

減額制度の導入などは検討しておりません。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） 検討していないということでしたが、しかし、物価高騰の中で私たちの生活は決して楽ではありません。

7月の定例会で、本企業団が行ったお客様アンケートの結果から、特に子育て世帯の実態で今でも大きな負担だという声を取り上げました。このときの御答弁で、負担をかけることは十分認識していると答弁され、また少量使用世帯への負担軽減を考慮した料金体系を料金審議会へ提出しているとも答弁されました。

しかし、本日、水道料金値上げの議案が出ていますが、平均改定率20.4%と言いながら、少量使用世帯（口径13ミリ、使用水量2か月で20立方メートル）で一人暮らし想定での改定は何と40.5%の値上げになります。

今でも大きな負担、トイレを流すのは3回に1回にしているなど節約をしている方もいる中で、これだけの値上げ案を出すことには私はそもそも反対ですが、せめて少量世帯への配慮として、また福祉的な水道の位置づけからも減額制度の導入を検討すべきです。

実際に、名古屋市ではひとり親世帯に対する水道料減免制度があり、また全国的にも市民税・県民税非課税世帯への減額制度、社会福祉施設への減免を行っている事業体もあります。

住民の生活を守るための水道事業です。愛知中部水道企業団でも減免制度を導入してはどうでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 谷澤次長。

○次長（営業）（谷澤英一君） 水道事業は独立採算で運営されております。減額制度を導入した場合、減収分をほかのお客様に転嫁することとなりますので、公平性の観点から企業団単独での導入は困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） でしたら、構成市町と一緒に是非検討してください。

現在でも水道料金の支払に苦慮されている方はどうすればいいのでしょうか、対策を考え

ていただきたいです。水道料金の未納で水道を止めなければならなかった方は、令和3年度から令和5年度までの3年間で何件ぐらいあったのでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 谷澤次長。

○次長（営業）（谷澤英一君） 停水執行件数は、令和3年度から令和5年度までの3年間で2,363件でございます。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） これは決して少ない件数ではないと思います。水道が止められるということはよっぽどのことです。2回目の催告通知が来て、ぎりぎりになってやっと支払うお金を工面しているという子育て世帯の方もいらっしゃいました。水道を止められたこの方たちは、どう生活されているのでしょうか、私は心配です。

また、愛知中部水道企業団の管内には学園、大学が幾つもあり、学生も多く生活をしています。高学費の中、経済的に追い詰められている学生も多く、常に支払に追われているという声や水道をついに止められたとシャワーを借りに来る友達もいると学生自身が語っていました。本来なら、この地域に学びに来る学生を応援するための家賃や水光熱費補助なども私は必要だと感じます。

それでは、このような実態の中、そして2,363件の水道停止の特徴などはどのようなのでしょうか。一人暮らしの若者や高齢者が多いとか、少量使用世帯や事業者が多いなど、やり取りをされていて水道企業団として感じることはどうなのか、お願いいたします。

○議長（若園ひでこ議員） 谷澤次長。

○次長（営業）（谷澤英一君） 本企業団では個別の生活実態を把握しておりませんので、お答えすることはできません。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） しかし、実際には現場で水道利用者さんに接することができる、接しているのも愛知中部水道企業団の皆さんです。今後は是非把握してください。

そして、水道料金の滞納や停止、検針などの業務についての訪問の際で、何らかの社会的問題を抱えていると思われる方もいらっしゃると思いますが、こういう方を把握された場合はどのように対応されたのか、お願いします。

○議長（若園ひでこ議員） 谷澤次長。

○次長（営業）（谷澤英一君） これまでの業務におきまして、著しい使用水量の変動があるにもかかわらず訪問してもお客様とお会いできない場合、また使用量からお一人暮らしと推測されるお客様への訪問時の会話により認知症の疑いがあると感じたときなどに、構成市町に情報提供を行った事例が令和5年度から現在までの間に7件あります。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。

皆さんのこういう訪問活動が、いざというときの支えにもなっているということがよく分かります。是非今後もよろしく願いいたします。

そして、この優しさと水道が通っているという安心感をもう一回り私は広げていただきたいと思います。経済的負担を感じている方々に、支払わないから水道を止めるというよりも、各種制度をつくって住民の一人一人に水が行き渡るようにしてください。強く申し上げます。

次に、防災についてです。

10月30日、令和6年度応急給水訓練に参加させていただき、ありがとうございました。本企業団の2024年度地震防災対策推進委員会の内容について伺います。

まず1点目、地震対策実施計画の見直しの推進状況はどのようでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

○次長（技術）（鈴木由紀夫君） 技術担当次長の鈴木でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

応急対策の行動計画であります地震対策実施計画は、必要に応じて見直しを行っていくものであり、能登半島地震での状況を踏まえ、現在、総務班、応急給水班、施設・管路復旧班の各応急対策班において、現計画の課題の洗い出しを行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。

それでは、今の3つの各班には、それぞれ能登半島地震の応援派遣職員さんも入っているのでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

○次長（技術）（鈴木由紀夫君） 応援派遣には48名を派遣しており、各対策班の職員が入

っております。

以上です。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。

それでは、今年度、各班それぞれどのような話し合いをされているのでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

○次長（技術）（鈴木由紀夫君） 事業継続計画、具体的な行動内容、災害時における必要物資等の供給協定先の洗い出しなどを行っているところでございます。

以上です。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。

それでは、2点目、能登半島地震への応援派遣職員さんからの聞き取りでは、マンパワーの大切さ、水道事業体を始めとした関係機関の協力なくして水道復旧が難しいとのことでした。令和6年3月の定例会で御答弁がありました。これらのことをどのように計画に反映されますか。

○議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

○次長（技術）（鈴木由紀夫君） 現在、計画の見直しに当たり、構成市町を始めとした関係機関を訪問し、情報共有を図りながら協力体制の強化に向けた協議を進めております。

以上です。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。

それでは、各市町も今防災計画を立てて、能登半島地震後に修正をしています。日進市は、令和6年4月に修正をしています。住民生活を守るための水の確保もしっかり明記されています。各市町の防災計画と愛知中部水道企業団の地震対策実施計画の関係性はどのような位置づけになっているのでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

○次長（技術）（鈴木由紀夫君） 構成市町地域防災計画の中では統一された関係性がございませんので、現在協議を進めております。

以上です。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） 日進市の地域防災計画は、愛知県の地域防災計画に基づいて作成されていると聞いております。愛知中部水道企業団の地震対策実施計画も、この愛知県地域防災計画に基づいて作成するのでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

○次長（技術）（鈴木由紀夫君） 企業団の地震対策実施計画でございますが、国土交通省の危機管理対策マニュアル策定指針及び愛知県地域防災計画に基づいて作成しております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。

それでは、是非愛知県や自治体のように企業団もこの地震対策実施計画をホームページで公表して、皆さんが見られるようにしてください。

また、各市町に災害本部が立ち上がった場合、愛知中部水道企業団の職員が担当市町を分担して実際の災害本部にも行けるのでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

○次長（技術）（鈴木由紀夫君） 応急対策の人員には限界があり、現在、構成市町と派遣をしない形での情報共有の手法を協議中でございます。

以上です。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） 行けないと決めるのではなくて、是非実態に合った対策協議を進めていってください。先ほど能登半島の応援職員からやはりマンパワーの大切さということが言われたということで、教訓化をしていただきたいと思えます。

それでは、3点目です。

重要給水拠点施設への水道管の耐震化の状況とその対策はどのようでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

○次長（技術）（鈴木由紀夫君） 応急給水拠点、災害拠点病院、市役所及び町役場の重要給水施設58か所に対して、重要給水施設管路耐震化事業を進めており、令和6年度末までに27か所の施設への管路耐震化事業が完了する見込みとなっております。

以上です。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。

この費用負担はどこが行うのでしょうか。

例えば日進市地域防災計画には、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行うとし、飲料水を確保するため、市は配水池等の上水道施設の耐震化及び緊急連絡管並びに緊急遮断弁の整備を促すと明記されています。実際の整備は愛知中部水道企業団が行うことになると思いますが、市の計画にもある以上、財政的な位置づけも持ってもらうてはいかがでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

○次長（技術）（鈴木由紀夫君） 水道事業は独立採算を原則としております。この原則に基づき、整備に係る費用は水道料金などの事業収入をもって充てるものと考えております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） それでは、市町へ耐震化事業の財政的なことは相談されていますか。

○議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

○次長（技術）（鈴木由紀夫君） 相談したことはございません。

以上です。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） なぜですか。重要給水拠点施設は、愛知中部水道企業団が単独で決めることなののでしょうか。市町と協議の上で決められるのでしょうか。今後、この協議の中で費用負担を相談されてはどうでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

○次長（技術）（鈴木由紀夫君） 重要給水拠点施設は構成市町との協議で決定しております。費用負担につきましては、先ほどの回答の繰り返しとなりますが、独立採算制の原則により、構成市町の費用負担は考えておりません。

以上です。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） 重要給水拠点施設は構成市町との協議により決定しているとのこと。独立採算と言われますが、しかし、地震対策をより進めていくには財源が必要です。この独立採算という考えが強くなると、例えばお金がないから地震対策ができないということにもなりかねません。

国の補正予算で、能登半島地震を受けて、上下水道耐震化等への補助金が出ています。愛知中部水道企業団の事業もこの対象となるのでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

○次長（技術）（鈴木由紀夫君） 対象となります。

以上です。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） 幾らの補助金がどの事業に充てられますか。

○議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

○次長（技術）（鈴木由紀夫君） 重要給水施設管路耐震化事業が対象となりますが、金額につきましては県を通じて国と現在調整中でございます。

以上です。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） 企業長にお聞きいたします。

今こそ、管路耐震化事業に、国の補助金と併せて、各市町からも財政支援をしてください、いかがでしょうか。国の補助金といっても耐震化事業に必要な全額の補助金は見込めません。

この間、水道事業は独立採算とのことでしたが、今の御答弁にあったように、能登半島地震を受け、国が補助金を出す予定です。そして、能登半島地震を受け、ライフラインがいかに重要か、その整備がいかに大切かを私たちは学びました。震災への対策を含めて、ひっくるめて全てを愛知中部水道企業団で独立採算として全てお任せするには限界があります。

例えば、この間、コロナや物価高騰で、日進市だけでも国から地方創生臨時交付金が約30億円入ってきています。そのうち約20億円は日進市独自で充当した金額となります。これはほかの構成市町も入ってきていると思います。また、ほかの水道事業体には、この交付金を自治体の判断で一部充てられています。

しかし、愛知中部水道企業団には、これらの交付金は国からは来ませんし、本来なら構成市町が出し合うべきだと思いますが、現在までは実施されておられません。その中でもコロナ禍、物価高騰の中、やりくりをして、経営努力をして、頑張っ水道事業を守ってくれているのが本愛知中部水道企業団です。構成市町の私たちの住民生活をしっかりと支えてくれています。

今、新たに管路耐震化が大事となる状況の下、住民の福祉向上の役割を担う自治体の責務として、防災計画に対する予算措置に踏み切るべきではないでしょうか。企業長の御答弁を

お願いします。

○議長（若園ひでこ議員） 山田副局長。

○副局長（山田浩司君） 副局長の山田です。

まずは、耐震化事業の重要性につきまして一方ならぬ御理解をいただきましたこと、深く感謝を申し上げます。

しかしながら、構成市町からの財政支援につきましては、企業団としてお答えすべきではないと考えます。

以上です。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） 企業団としてお答えすべきではない、だから私は近藤裕貴企業長にお聞きしたいのです。企業長、お願いいたします。

○議長（若園ひでこ議員） 山田副局長。

○副局長（山田浩司君） 企業長の答弁として執行機関の方から答弁の方をさせていただいております。御理解の方お願いいたします。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） 是非企業長、副企業長の皆さん、構成市町を代表する立場として、今後検討していただきますよう強くお願いを申し上げます。

最後に、ハラスメントの防止についての質問を行います。

12月は職場のハラスメント撲滅期間です。愛知中部水道企業団の1階にもポスターが掲示されています。ハラスメントは、身体的、精神的な攻撃とともに、過大な仕事を与えたりか過少な仕事しか与えないなど様々な形で人を傷つけ、傷めつけ、鬱病や退職に追い込んだり、時には命さえ奪ったりすることもある決して許されない行為です。

都道府県労働局に寄せられた職場におけるハラスメントに関する相談件数は、2023年度は13万4,000件を超えています。また、厚労省の2023年度職場のハラスメントに関する実態調査報告書では、過去3年間にパワハラを受けた人は19.3%、セクハラ6.3%、顧客等からのハラスメント10.8%となっていて、就職セクハラも深刻で、就活中31.9%がハラスメントを受けているという報告書があります。

一方、このように職場でハラスメントを受けても、パワハラで36.6%、セクハラで51.7%の人が何もしなかったとも答えています。被害者が置き去りにされている実態がまだまだあるのが現状です。

そこで、本企業団のハラスメント防止対策について伺います。

1点目、職場におけるハラスメントの防止に関する要綱について、対象者、相談体制はどのように明記されているのか、伺います。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 管理担当次長の近藤でございます。よろしく伺います。

ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

初めに、対象者につきましては、要綱第2条において、愛知中部水道企業団に在職している者と規定をされております。

次に、相談体制につきましては、第3条において、企業長の責務を規定し、第4条においては、所属長の責務として、所属職員からハラスメントに関する相談等があった場合は、直ちにこれに対応するとともに、相談等の内容又は状況から判断し必要があると認めるときは、総務課と必要な連絡調整を行わなければならないとしております。

また、第5条では、ハラスメントに関する相談等を受け付ける相談対応窓口の設置について規定しており、窓口相談等の申出がある場合は、総務課職員が窓口となり対応することとしています。

さらに、第6条では、事案の内容、状況から判断し必要と認める場合は、ハラスメント対策委員会を設置することができることとしております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。

今御答弁がありました対象者を在籍している者とする場合、特別職や外部事業者との関係はどのようになるでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 本要綱におきましては、対象者を企業団に在籍している者としておりますが、特別職や外部事業者につきましては適用されません。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） 先日の尾三消防組合でも、現規定の対象は職員のみで、正・副管理者、議員、構成市町からの派遣職員等も対象にすべきとのハラスメント対策の質問に対し、

必要に応じて構成市町の状況を確認するなどし足並みをそろえていきたいと答弁されました。

本企業団も、特別職を含めて対象とするよう要綱の変更をしてはいかがでしょうか。対象者を広げている、変更している構成市町もあるのも事実です。いかがですか、お願いします。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 今後、調査・研究してまいります。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。

それでは、ハラスメント対策委員会のメンバーはどのように構成されていますか。外部の有識者や相談員の方も入っているのでしょうか、お願いします。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 委員会の組織としましては、要綱第7条において、委員会の委員は、局長、副局長及び次長をもって充てることとし、委員長は局長をもって充てると規定しております。外部の有識者や相談員につきましては、要綱には特に規定しておりませんが、必要に応じて顧問弁護士に相談できる体制を整えております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。

先ほど、ハラスメントを受けても何もしなかったという方が一定程度いることを示しました。一般的にまだまだ相談しにくい状況がある、相談しても曖昧にされてしまうという実態もあります。企業団内だけでなく、いろんな相談窓口があることも私は大事だと思います。周知も含めてお願いをいたします。

2点目、ハラスメントがあった場合の対策についてはどのようにされているのか、お伺いいたします。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 相談の申出があった場合は、所属長又は相談対応窓口の総務課職員が、ハラスメントを受けた本人又は本人以外の周囲の職員から聞き取りを行い、相談内容を整理し、要因分析、解決方法等の検討を行いますが、まずは相談者からの話にしっかり耳を傾けることを重視するとともに、相談者からの調査してほしい、指導してほしい、配置転換等の措置を行ってほしいなどの要望については、良好な職場環境の確保に向け、関係

部署と連携し調整を行っております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） 調整というより、実施する方に重きを置くべきではないでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 調整の中に実施も含まれるものと理解しております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） 是非被害者の立場に立って対応してください。

最後に、ハラスメント防止に対する取組についてどのようなのか伺います。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 研修及び講習会を通じて職員教育を図るとともに、ハラスメント防止に関するポスターの庁舎内の掲示、厚生労働省等のハラスメント相談窓口の職員周知を行い、ハラスメント防止の意識を醸成しております。

また、自己申告書や人事ヒアリング等を通じてハラスメント事案の把握を行うとともに、職員が相談窓口相談しやすい雰囲気づくりにも努めております。

さらには、昨今注目されているカスタマーハラスメント対策に関しましては、今年度に職員の名札の見直し、各課窓口にカスタマーハラスメント防止を訴えるポスターの掲示、カスタマーハラ対策研修を実施し、職員の安全配慮に努めております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。

本当にハラスメントは重大な人権侵害なんだということで、被害者の立場に寄り添った対策の強化を求めます。

誰もが安心して働き続けられますよう引き続きの対策の拡大をお願いいたしまして、私からの一般質問といたします。ありがとうございました。

○議長（若園ひでこ議員） これにて、4番、ごとうみき議員の一般質問を終わります。

続きまして、1番、浅井たかお議員。

○1番（浅井たかお議員） 1番、浅井たかおです。

それでは、通告に従い一般質問を始めます。

今回は、愛知中部水道企業団の水道料金審議会の進め方と答申についてです。

県水の料金引上げに伴い、企業団でも水道料金見直しのため水道料金審議会が設置されました。計7回開催されましたが、傍聴者も入れなくして、密室で審議会を進めて、令和7年6月1日から水道料金が平均20%以上引き上げられる答申がされました。水道料金審議会の進め方や答申内容、また企業団としての経営努力などについて質問いたします。

1つ目、1点目ですね、水道料金審議会の進め方について。

(1) 審議会を非公開にしたのは、どんな理由からでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員の質問に対する答弁者、近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 管理担当次長の近藤でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの質問についてお答えをさせていただきます。

公開、非公開の規定がございませんでしたので、第1回審議会の中で事務局から忌憚のない意見により御審議いただくため非公開を提案し、審議会の中で非公開と認められたためでございます。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） では、2つ目の質問に移ります。

会議録の発言者が全て「委員」になっている理由はなぜですか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 非公開を提案した際、併せて会議録の発言者についても「委員」又は「事務局」と示すことを提案し、審議会の中で認められたためでございます。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） では、再質問で、会議録を見て、委員が発言していることは分かりますが、全て「委員」としか明記がないので、どの委員が質問や意見をしたのかが分かりません。傍聴者を入れて慎重審議をしている姿を正々堂々と見てもらえばよいのではないのでしょうか。見せれば信頼もされると思います。なぜ事務局側から傍聴者なしの提案をするのでしょうか。おかしいと思います。通常、議会の会議録であっても発言者は記録されます。水道料金の改定に関わる重要な会議なので、参加されている方は責任を持って参加されてい

るはずですが。これでは完全に匿名です。そんなに発言者が特定されたらまずい審議をしているのでしょうか。なぜ事務局側から傍聴者なしを提案したのですか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） ただいまの答弁で申し上げましたとおり、忌憚のない意見により御審議をいただくためでございます。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） では、3つ目の質問に移ります。

住民からの意見はどのように聞いたのでしょうか。住民の直接参加はどのように行いましたか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 令和5年12月議会でもお答えしましたとおり、審議会の委員につきましては、条例に基づき、一般利用者に近い、構成市町の議会議員や公共的団体から委員を選考いたしましたことから、豊富で幅広い見識とともに御意見をいただけたものと考えております。

また、住民の直接参加の推進につきましても、令和5年12月議会でお答えしましたとおり、今後の研究課題と考えております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） では、今の点について、再質問します。

住民の直接参加の推進について、令和5年12月議会での答弁したとおり、今後の研究課題と考えているとのことですが、その時点でそういう御答弁でしたが、あれから1年がたっています。今回の料金審議会では検討はされなかったのでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 先ほどのただいまの答弁でいたしましたように、今回の審議会におきましては、一般利用者に近い、構成市町の議会議員や公共的団体からの委員を選考しておりますので、今回の審議会に関しましては検討の方は行っておりません。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） また、続いての再質問ですが、確認ですが、今回は利用者との意

見交換やグループインタビューなども一切行わずに料金の値上げを審議したということでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 今回の審議会におきましては、そういったことは行っておりません。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） では、4つ目の質問に移ります。

料金改定の期間を6年間で検討したのはどんな理由からですか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 水道料金算定要領によりますと、料金算定期間はおおむね3年から5年を基準としております。また、第3次アクア・シンフォニー計画も令和7年度以降12年度まで残り6年ございましたので、計画の最終年度までの6年間で料金算定期間といたしました。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） では、次、（5）番、経営努力や経費削減について、審議会ではどのように審議されましたか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 第2回審議会の中で、行政改革実施計画に基づく効果額、経営評価に基づく効果額、予算編成時における経費節減の取組で説明を行い、委員の皆様にご理解いただけたものと考えております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） 再質問、また続きますけど、先ほど（3）のところの問いでの答弁についての内容になりますけど、料金審議会の委員は豊富で幅広い見識とともに御意見をいただけたとのことでしたが、行政改革の中身や更なる推進の考え、新たな経費削減の策など、御意見はありましたでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 資金運用に関する意見、あと遊休地の処分等に関する意見と

いったことをいただいております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） では、（6）の質問に移ります。

答申書案は誰が作成したのですか。その内容について、審議会の意見で修正はありましたか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 答申書案は審議会会長が作成し、委員の皆様の御意見をいただき答申書といたしました。また、審議会の意見による修正はございませんでした。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） それでは、大きい2番の質問に移ります。

答申書の経費の削減だけでは事業運営が難しい経営状況について。

（1）健全運営する上で、水道料金改定の前にどんな経営努力をされましたでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 平成28年度から令和2年度までの行政改革実施計画では、債務負担行為を活用した建設工事、未利用財産の活用及び処分を行いました。

また、令和3年度から令和4年度の経営評価では、老朽管路の更新に係る事業費の削減や各種補助金制度の活用、未利用財産の活用及び処分を行いました。

さらには、予算編成においてこれまで継続して取り組んでまいりましたが、令和5年度、令和6年度における編成においては、取組の強化として事務的経費、投資的経費のより一層の削減を実施しております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） では、今の点について再質問いたします。

未利用財産の活用及び処分をしたと答弁がありましたが、未利用財産の活用したものはどんな場所で、どんなことに活用をされましたか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 活用に関しましては、遊休地に関してお貸しするといったようなことで活用をしております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） 老朽管路の更新に係る事業費の削減とは、具体的にはどのようなことで、どのくらいの削減ができたのでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

○次長（技術）（鈴木由紀夫君） 技術担当次長の鈴木でございます。

老朽管路の更新に係る事業費の削減というお話なんです、先ほどもお答えいたしました、債務負担行為により工事経費を約7,100万円ほど削減いたしました。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） では、（1）のAの質問に移ります。

投資規模と企業債借入をどのように見直しましたか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 投資規模におきましては、令和7年度から令和12年度までの建設改良費を物価上昇、工事費の高騰等を考慮した上で再度試算したところ、第3次アクア・シンフォニー計画策定時の206億7,000万円から266億9,000万円と大幅な事業費の増加となりましたが、更新率を1.25%から1.00%へ見直したことにより、建設改良費は229億4,000万円となりました。

また、企業債につきましては、令和7年度から令和12年度までの借入額を10億円から24億円へ見直しを行っております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） では、（2）の質問に移ります。

答申書の附帯意見、経営努力と業務改善について。

Aとして、入札契約制度の見直しのお考えはありますか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 令和3年6月に、水道施設工事における入札参加資格について、設計金額7,000万円未満の地域要件を企業団管内に本店を有する者とする見直しを行っております。現時点で新たな見直しについては考えておりません。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） では、今の件について再質問いたします。

水道施設の工事は、令和3年5月まで5,000万円以上が愛知県内に契約先を有する者となっていたところ、7,000万円未満までが企業団管内に本店を有する者にしたことで、地域要件が拡大され、より競争性が失われ、出来レースのようになりかねず、コスト削減とは反対に働くと考えます。コスト削減を考えるなら、地域要件をできるだけなくして、一般競争入札を取り入れた方がよいと考えますが、企業団はどのように考えていますか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 現時点におきまして、導入については考えておりません。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） それでは、次のイの質問に移ります。

人事制度や職員定数の見直しの考えはありますか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 令和5年12月議会でもお答えしましたとおり、令和元年度に職務給の見直しを行っておりますので、現時点で見直しについては考えておりません。また、職員定数に関しましても見直す考えはございません。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） 今の点について再質問をいたします。

企業団の職員数は、平成31年は95人でしたが、令和5年では99人と増加しています。コスト削減の努力をしているということでしたら、こういった人件費の削減も考えていかなければならないと考えますが、いかがですか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 将来にわたって安定的かつ迅速な組織運営が行えることを基本に、事業規模に合った定員管理を行っていく考えとしております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） 人事制度について、職務給の見直しを行ったとのことですが、5級の補佐以上の方が29.3%と全体の3割近くになっています。豊明市では5級以上は1

9.1%ですが、まだまだ管理職の割合が高い状況です。更なる努力は考えていかないのでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 他の構成市町も含め比較した場合、同様の取扱いであると認識しております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） 次に、ウの質問に移ります。

小水力発電の活用については検討をされましたでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

○次長（技術）（鈴木由紀夫君） 技術担当次長の鈴木でございます。よろしくお願いたします。

過去の答弁では、4施設で設置に係る用地の課題や適正な水運用への支障を理由に活用は困難とのお答えをいたしました。その後、令和2年以降には新たに3施設で検討を行いました。同様な理由で活用困難との判断をいたしました。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） それでは、今の点についての再質問をいたします。

近年では更に改良され、一時的には設備投資が必要ですが、小規模で少しの水流圧でも長期的に見れば費用回収と収益増が見込まれるようになりました。家電メーカーのダイキンやパナソニックも参入していますし、豊田市や田原市も何年も前から積極的に活用しているようで、マイクロ水力発電なども自治体の水道事業で取り入れているケースも見られるようになりました。売電目的にこだわらず、自社利用での活用によりコスト削減なども考えられます。

そういった最新の技術による費用対効果は検証できているのでしょうか。今後、更なる検討はされますか。

○議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

○次長（技術）（鈴木由紀夫君） 先ほども答弁させていただきましたが、用地の課題や適正な水運用に支障が出るというところがございます。現在のところ検討は考えておりません。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） 次に、エの質問に移ります。

人工衛星、人工知能を活用した維持管理手法を導入するお考えはありますか。

○議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

○次長（技術）（鈴木由紀夫君） 令和4年度に実施した管網総合評価業務委託における老朽度評価でAIによる管路診断を採用しております。引き続き、人工衛星、AIによる管路劣化診断業務等の維持管理手法について研究・検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） 豊田市でも2021年に人工衛星データを活用した漏水調査を導入して、作業の短縮化、費用も大幅に削減と報道されていきました。

研究・検討とのことですが、料金値上げの前にこういったことは検討されなかったのでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

○次長（技術）（鈴木由紀夫君） 料金改定以前より研究・検討については行っております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） では、最後の質問、オのところですね。

業務のDX推進はどこまで進めておられますでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

○次長（技術）（鈴木由紀夫君） 様々な業務においてデジタル技術等を活用し、業務の効率化を推進しております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） それでは再質問ですが、RPAやAI-OCRなど、作業を自動化する仕組みなどは導入できているのでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

○次長（技術）（鈴木由紀夫君） 現在のところ導入できておりません。

以上です。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） こういったデジタル技術を活用して省力化、効率化を進め、職員数の削減などは考えられていますか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 現時点では考えておりません。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） では最後に、このまま水道料金が引き上げられれば、市民の生活に大きな影響を及ぼします。

しかし、一方で、企業団としての経営努力がまだ足りないように感じます。水道料金審議会についても密室で利用者にも意見を聞くことなく進められ、値上げが前提で決められていました。

議案質疑でも更に水道料金改定の中身について質問をしますので、これで一般質問を終わります。

○議長（若園ひでこ議員） これにて、1番、浅井たかお議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（若園ひでこ議員） 日程第6、議案第6号 愛知中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

山田局長。

○局長（山田紀夫君） 局長の山田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第6号 愛知中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、愛知中部水道企業団水道料金審議会の答申に基づきまして、将来にわたって安定的に水道水を供給し続けると同時に、健全経営を維持していくために水道料金の改定を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、第22条第2項におきまして、今後、使用水量の減少が見込まれる中、経営の安定化を図るため、メーター口径13ミリメートルから200ミリメートルの基本料金を改めるものでございます。

また、同条第3項におきまして、第1区分から第7区分の1立方メートル当たりの使用料金を改めるとともに、愛知中部水道企業団水道水源環境保全基金の徴収を廃止するものでございます。

なお、この条例は令和7年6月1日から施行し、経過措置といたしまして、使用期間が施行日前から施行日以後に引き継ぐものであるときは、施行日を基準に日割りで計算するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（若園ひでこ議員） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第6号について質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

4番、ごとうみき議員。

○4番（ごとうみき議員） それでは、通告に従い、主に大項目で2点、水道料金値上げに対する考え方についてと水道料金値上げによる利用者への影響について、順次、以下5点質問をいたします。

まず1点目、今回の改正が条例第22条の水道料金のみなのはどうしてでしょうか。

2点目、提案理由に健全経営を維持していくために水道料金の改定を行う必要があるとのことですが、現在は健全経営ではないのでしょうか。また、どのような状態が健全経営というのでしょうか。

3点目、改定により愛知中部水道企業団の給水収益はどれくらい増えるでしょうか。令和7年度と令和8年度でお願いいたします。また、この増収分は主にどこの経費の増加分に充てられるのでしょうか。

4点目、愛知中部水道企業団料金審議会の答申では、今後更に施設の耐震化や老朽化した施設の更新等に進めることを要望されていますが、料金改定により管路更新率はどのように変わるのでしょうか。

5点目、利用者への影響についてですが、一般的に単身世帯、4人世帯の場合、幾らの値上げとなりますか。また、仮にこの値上げ分を節約しようとする、何回分のトイレの回数を減らすことになるのでしょうか。お願いします。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員の質疑に対する答弁者、谷澤次長。

○次長（営業）（谷澤英一君） 営業担当次長の谷澤でございます。

私の方からは、1点目と5点目についてお答えさせていただきます。

1点目の今回の改正が条例第22条の水道料金のみ理由についてでございますが、水道料金の改定を行うには、愛知中部水道企業団給水条例第22条以外の条例を改正する必要はありませんので、第22条のみの改正となります。

続きまして、5点目でございます。

5点目の一般的に単身世帯、4人世帯の場合、幾らの値上げになるかについてでございますが、令和5年度決算数値における生活用水での1人1日当たりの使用水量となる約222リットルから算出いたしますと、2か月間で単身世帯では税込み931円、4人世帯では税込み1,638円の値上げとなります。

なお、値上げ分をトイレの使用回数に換算することは適当でないと思いますので、回答は控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 管理担当次長の近藤でございます。

私の方からは、2点目と3点目についてお答えをさせていただきます。

初めに、2点目の現在は健全経営ではないのかについてでございますが、令和6年度予算では長期前受金戻入を除く当年度純利益はマイナス8,263万円と純損失であり、令和7年度以降も料金改定を行わなかった場合、当期純損失が発生し続け、令和8年度には内部留保資金が不足してしまうため、健全経営とは言えない状況でございます。

また、どのような状況が健全経営かについてでございますが、収益的収支で利益を確保し、その利益を資本的支出の財源として老朽化した施設の更新や耐震化等の建設改良事業を計画的に行いつつ、大規模災害被災時においても事業運営が可能となるよう、内部留保金残高については計画年度末に18億円以上を確保している状態が健全経営であると考えております。

次に、3点目の給水収益はどれくらい増えるかについてでございますが、改定により令和7年度は7億8,114万1,000円、令和8年度は11億7,445万8,000円増える見込みでございます。

また、増収分は主にどこの経費の増額分に充てられるかについてでございますが、まず収益的収支では収入よりも支出が上回る状態ですので、県水受水費、修繕費、委託料等、収益的支出の不足分の財源といたします。また、資本的収支では更新事業については見直しを行いました。また、物価高騰により事業費が高騰しているため、その財源といたします。さらに、建設改良事業を継続して行っていくための財源であり、被災時にも事業運営が可能なよう

にするための蓄えである内部留保資金に充てられることとなります。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

○次長（技術）（鈴木由紀夫君） 技術担当次長の鈴木でございます。

私の方からは、4点目についてお答えさせていただきます。

料金改定により管路更新率はどのように変わるかについてでございますが、1.25%から1.00%となります。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。

それでは、再質疑をお願いいたします。

まず料金の値上げについてですけれど、ほかの手数料や分担金、負担金もある中で、なぜ水道料金のみを今回改定するのかということをお願いいたします。

また、料金改定の理由として、内部留保資金18億円以上確保している状況が健全経営であるという御答弁がありました。18億円の内部留保資金のうち、建設改良事業に充てる額と大規模災害時に充てる額の想定を幾らとされているのか、お願いいたします。

そして、この場合、災害時にも事業運営が可能のための蓄えの算出根拠も併せてお願いをいたします。

続きまして、利用者に関わる場所の再質疑ですけれど、トイレの回数で答えていただけないということでしたが、それでは値上げ分の経済的負担分に対する水量は、単身世帯と4人世帯で何リットルになるのかお願いをいたします。

○議長（若園ひでこ議員） 谷澤次長。

○次長（営業）（谷澤英一君） 私の方からは、1点目と5点目の質疑に関する再質疑に関してお答えさせていただきます。

1点目のほかの手数料や分担金のある中で水道料金の改定をするのかでございますが、水道事業の運営に関しましては、お客様からお支払いいただいた水道料金を主な財源として運営しております。手数料や分担金、負担金は該当事業に対して徴収するものでありますので、今回は水道料金のみ改定となります。

5点目の値上げ分の経済的負担分に対する水量でございますが、先ほどお答えした金額を料金単価で割り戻しますと、2か月間で単身世帯では約1万4,000リットル、4人世帯

では約8,500リットルとなります。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 管理担当次長の近藤です。

私の方から、再質疑の2点目、3点目についてお答えをさせていただきます。

まず再質疑の2点目、18億円の内部留保資金のうち、建設改良事業に充てる額、大規模災害時に充てる額の想定は幾らかについてでございますが、確保する内部留保資金は全て大規模災害時に使用する額を想定しております。

続きまして、再質疑の3点目ですが、被災時にも事業運営が可能なための蓄えの算出根拠はについてでございますが、被災後、料金収入が3か月間途絶えることを想定し、応急復旧修繕に係る費用、県営水道の受水費、委託料など、その3か月間に支払う必要がある経費を算出根拠としております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） これにて、4番、ごとうみき議員の質疑を終わります。

続きまして、1番、浅井たかお議員。

○1番（浅井たかお議員） 議案第6号 愛知中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例について質問します。

1つ目、令和7年度から令和12年度までの平均改定率が20.4%まで一気に大幅値上げするのはどんな理由からでしょうか。また、値上げをすることによる収入増はどのくらいですか。

2つ目、基本料金が占める割合を約35%から約40%にまで引き上げるのはどんな理由からでしょうか。使用水量の減少をどのくらい見込んでいますか。

3つ目、使用水量の逓増度を6.4倍から4.6倍にまで緩和するのはどんな理由からでしょうか。広く使用者に負担を求めるという公平性の観点について、どのような認識でしょうか。逓増度の緩和の案を提案したのは審議会側からですか。

4つ目、料金改定日を令和7年6月1日にしたのはどんな理由からですか。この値上げについてどのように周知されますか。

5つ目、令和6年度の水道水源環境保全基本残高が約3億3,000万円あり、令和7年の料金改定前の基金収入566万8,333円を最後に、改定後は徴収しないとありますが、その理由を御説明ください。

6 個目、第 6 回愛知中部水道企業団水道料金審議会の冒頭挨拶で、企業長と会長が料金改定、料金値上げが前提の審議であったと発言がありますが、料金値上げは審議を始める前から決めていたのですか。

最後 7 つ目、地方公営企業法の経営の基本原則に、企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないとありますが、経済性だけでなく、非課税世帯、多子世帯などへの福祉的な支援はどのように考えていますか。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員の質疑に対する答弁者、近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 管理担当次長の近藤でございます。

私の方からは、1 点目と 5 点目と 6 点目についてお答えをさせていただきます。

初めに、1 点目の平均改定率が 20.4%と大幅に値上げする理由は何かについてでございますが、値上げを行わなかった場合、今後の決算では長期前受金戻入を除くと純損失となり、令和 8 年度に内部留保資金が不足してしまう見込みでございます。従いまして、収益的支出については、県水受水費、修繕費、委託料等の費用の増加への対応、資本的支出では、物価高騰により事業費が高騰しているため、その財源確保、さらに建設改良費を継続して行っていくための財源であり、被災時にも事業運営が可能なようにするための蓄えである内部留保資金を確保するために、20.4%の平均改定率が必要となりました。

次に、5 点目の基金を徴収しない理由についてでございますが、本年 7 月の全員協議会及び今定例会における水道料金改定に伴う説明の中でも申し上げましたとおり、今後の当該基金を活用した事業と基金残高の見通しや森林保全に係る多重課税の状況を踏まえ、水道利用者の負担軽減を図るため、今回の料金改定をもって基金徴収の廃止を予定するものでございます。

最後に、6 点目の審議会を始める前から値上げを決めていたのかについてでございますが、安全で良質な水道水を適正料金で安定的に供給し続けるために、値上げの料金改定を前提とした資料、説明を事務局から審議会の委員皆様へ行い、審議を重ね、御理解いただいた上での答申書でございますので、審議会は審議を始める前から値上げを決めていたわけではないと考えております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 谷澤次長。

○次長（営業）（谷澤英一君） 営業担当次長の谷澤でございます。

私の方からは、2点目、3点目、4点目と7点目についてお答えさせていただきます。

2点目の基本料金が占める割合を約35%から約40%程度に引き上げる理由でございますが、給水人口の増加の鈍化や1人当たりの使用水量の減少などにより水需要の増加が見込めない状況であることから、水需要の減少等に影響されにくい料金体系にする必要があるためでございます。

使用水量の減少をどのくらい見込んでいるかにつきましては、料金算定期間である令和7年度から令和12年度までの6年間で、令和7年度は3,245万2,000立方メートルに対しまして令和12年度は3,145万6,000立方メートルで99万6,000立方メートル減少すると見込んでおります。

続きまして、3点目の使用水量の逡増度を6.4倍から4.6倍に緩和する理由でございますが、生活水の低廉化に配慮しつつ大口使用者とのバランスを考慮した結果、最低単価を税抜き60円、最高単価は275円とし、逡増度を4.6倍といたしました。逡増度を緩和することは、大口使用者の地下水利用への抑止策としても有効であると考えております。

次に、広く使用者に負担を求めるという公平性の観点についてどのような認識かでございますが、使用料金に関しましては使用水量に関わらず均一料金が原則であります。生活水への配慮から逡増制を維持していく考えであります。

また、逡増度の緩和案を提案したのは審議会側からかでございますが、委員からの意見を踏まえまして、事務局側から改定案を提案させていただいております。

4点目の料金改定日を令和7年6月1日にした理由は何かでございますが、お客様への周知期間に5か月程度は必要と考えまして、令和7年6月1日からとしております。

また、どのように周知するかでございますが、お知らせチラシの全戸配付、広報紙、企業団ホームページ、報道機関への情報提供により周知させていただく予定をしております。

最後、7点目でございますが、非課税世帯、多子世帯などの福祉的な支援でございますが、本企業団では非課税世帯、多子世帯などの把握はしておりません。なお、改定後におきましても、使用料金の第1区分と第2区分は平成13年当時の単価に設定されておりますので、生活水に配慮された料金体系になっていると考えております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） それでは、7項目、再質疑をいたします。

平均20.4%は大幅な値上げだと思いますが、県内の水道料金ランキングで何位くらい

か把握していますか。

2つ目、先ほど、今後かなりの使用水量の減少があることの説明がありました。水道料金を引き上げることで更なる使用水量の減少が考えられると思いますが、水道料金の引上げによる使用水量の減少はどのくらいと考えていますか。また、この引上げで使用水量が更に減ると収益が減りますが、そのときはまた値上げをするのでしょうか。

次3つ目、使用水量の減少の原因は、人口が減ること以外に、大口使用者の地下水利用への切替えがあると思います。大口使用者の地下水利用への抑止策として、逡増度を緩和する以外に、例えば草津市では地下水利用への転換をしないよう指導ができる規定の追加、指導に従わないときは公表することができる規定の追加などを行い、大口使用者の地下水利用への抑止策を取っている自治体もあります。こういったことは検討されたでしょうか。

4つ目、逡増度の緩和の理由として、大口使用者の地下水利用への抑止策としても有効と考えているという御答弁でしたが、例えばですが、大手ショッピングセンターが挙げられますが、逡増度の問題ではなく、もともと運営会社の方針として、少しでも利益を上げるため、極限までコストを減らすために給排水設備を大きな問題点として多額の投資をして、自前の井戸水利用でランニングコストを抑えるというものであって、井戸水が枯渇したりしない限りは今後も上水道利用の見込みはかなり少ないと思います。それでも逡増度を緩和すれば水道使用量が増すとお考えでしょうか。どれだけの効果があるとお考えでしょうか。

5点目、料金改定日があと5か月程度ではあまりにも急です。企業団としての経営努力についても、利用者に納得してもらえるように周知しますか。また、住民生活を考慮して、一度に引き上げるのではなく、段階的に引き上げるなども検討をされましたか。

6点目、第1区分、第2区分の単価は平成25年の値下げ前の単価に戻したとのことですが、基本料金も値上げしたことにより、大口の利用者については6%の値上げですが、2か月間の使用水量が20立方メートルの少量世帯では40%も跳ね上がり、単身暮らしの世帯、年金暮らしの高齢世帯など、大変厳しい値上げになります。非課税世帯や多子世帯など把握していないとの御説明でしたが、自治体と連携すれば把握は可能です。そういった努力は検討されたでしょうか。

最後7つ目、もともと本企业団は、福祉の増進、生活用水への負担軽減を目的に逡増制を採用していますが、それを緩和するとなると福祉の増進から逆行しますが、それについてはどのように対策をしますか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 管理担当次長の近藤です。

私の方から、再質疑の1点目についてお答えをさせていただきます。

県内の水道料金ランキングで何位くらいかについてでございますが、値上げをした場合、令和6年12月現在では、メーター口径13ミリで1か月10立方メートル使用した場合4位、30立方メートル使用した場合5位となります。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 谷澤次長。

○次長（営業）（谷澤英一君） 私からは、2点目から7点目の再質疑についてお答えさせていただきます。

再質疑の2点目ですけれども、使用水量の減少見込みに料金改定による影響は見込まれているのかでございますが、料金改定による減少予測は困難なため見込んでおりません。また、再度の料金値上げにつきましても、現在のところ考えておりません。

次に、大口使用者への地下水利用への抑止策でございますが、草津市の情報提供ありがとうございます。いただいた情報について、今後調査していきたいと考えております。

4点目でございます。逡増度を緩和すれば水道使用量が増すとお考えでしょうか、どれだけの効果があるとお考えかでございますが、水道使用量が増す効果は分かりかねますが、逡増度を緩和することにより大口使用者の地下水利用への抑止策として有効であると考えます。

5点目でございます。企業努力についても利用者に周知できるかでございますが、これまでの経営の合理化につきましては、料金審議会にお示ししたものを企業団ホームページに掲載しております。

次に、住民生活に考慮して、一度に引き上げるのではなく、段階的に引き上げるなども検討でございますが、段階的な値上げは検討しておりません。

6点目でございます。自治体との連携でございますが、本企業団から構成市町への働きかけは考えておりません。

7点目でございます。逡増度の緩和は福祉の増進から逆行につきましては、使用料金は第1区分と第2区分を平成25年の値下げ前の単価、平成13年当時の単価に設定されていますので、生活に欠かせない水量に対する配慮は継続されていると考えます。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） これにて、1番、浅井たかお議員の質疑を終わります。

以上をもちまして、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

1 番、浅井たかお議員。

○1 番（浅井たかお議員） それでは、1 番、浅井たかお、議案第 6 号 愛知中部水道企業団 給水条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

この条例改正は、令和 7 年 6 月から平均 20.4%も値上げするものです。さらに、基本料金の割合が増え、逡増度も緩和させて、事業者などの大口利用者を優遇するような内容になっています。物価高で市内の生活は厳しく、今回の水道料金の値上げにより更に追い打ちをかけることとなります。まだ多くの方がこの大幅な引上げを知りませんが、料金改定まで半年もなく、こんなにも突然大幅に値上げしてよいはずがありません。

料金審議会でも、利用者や市民の声を入れる工夫もなく、非公開の場で事務局からの提案をほとんどそのまま受け入れる形で値上げを決めてしまいました。

一般質問で、入札の見直しや人事制度の見直し、業務の効率化など、様々なコスト削減を提案しましたが、まだまだ経営努力が足りないと考えます。

第 1 区分、第 2 区分の単価は平成 25 年の値下げ前の単価に戻したと言いますが、基本料金も値上げしたこともあり、世間では相当な物価高が進んでおり、2 か月の使用水量が 20 立方メートルの少量世帯は 40%も上がり、単身暮らしの方や年金暮らしの高齢世帯など、普通に暮らしている家庭にとって大変厳しい値上げになります。公共の福祉を増進するとうことが考えられていません。

企業団の水道料金設定の考え方にも経済性の発揮と住民福祉の増進が経営の基本原則として上げられていますが、コスト削減という経済性の発揮と物価高で厳しい住民の負担を極力軽くするという住民福祉の増進の姿勢が見られません。公共性が強い水道は命に直結します。是非ここにいらっしゃる各市町を代表する皆様も考えていただきたいです。

以上申し上げまして、反対の討論といたします。

○議長（若園ひでこ議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） 次に、反対討論の発言を許します。

4 番、ごとうみき議員。

○4 番（ごとうみき議員） 料金の値上げに反対の立場で討論をいたします。

主に理由を 3 点述べます。

まず1点目、物価高騰で住民生活が大変な中、今値上げすべきではありません。

水道事業は、営利目的ではなく、住民の福祉向上のために行われるべきものです。住民生活の実態、利用者の思いに私たちはもっと敏感になるべきですし、住民生活とともにあるべきです。

本企業団が取り組んだお客様アンケートでも、子育て世帯の方から今でも大きな負担だとの声が寄せられ、現時点でも料金が払えないために水道が止まるという人がいるということも数字で明らかになりました。トイレの水を節約しないといけないという方もいらっしゃいます。

水道企業団として、このような実態を把握されているにもかかわらず、料金値上げをするということと、そしてこの料金値上げでは逓増制を低くし、少量世帯ほど重い負担率にするということが本当にいいのでしょうか。平均改定率20.4%といいながら、少量世帯、一人暮らしの想定改定は40.5%の大幅値上げです。

これ以上どう節約すればよいのでしょうか。値上げ分に対する2か月分の水量は、単身世帯で約1万4,000リットル、4人世帯で約8,500リットルとのことでした。この水量を節約すると仮定すると、単身世帯ではトイレ1回8リットルの水の使用で、1日に約29回分のトイレを節約しなければならないこととなります。お風呂は1回180リットルの水を使うと仮定して、60日間で77回の節約が必要です。これは市民にとって、住民にとって現実的ではない、不可能だと私は考えます。

私もお風呂とシャワーを何日間使わずにいられるか試してみようと思いましたが、3日目で娘に風呂場を利用していないことが見付き、やめてと言われました。水の節約の話をする、娘はお弁当はおにぎりだけでいいと言いました。

今、給料や年金の支給額が物価高に追いついていません。決まった生活費でやりくりしなければいけない家庭も多くあります。水は私たちが生きていく上で欠かせません。経済的理由により水が使えないということは、本来あってはならないことだと考えます。

本企業団の設置条例の第1条に、生活用水その他の浄水を豊明市、日進市、みよし市、長久手市及び東郷町の住民に供給するため、愛知中部水道企業団を設置すると明記されています。また、第2条には、企業団は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない、運営されなければならないと明記されています。私たちの役割の第一は、住民一人一人に水を供給することにこそあるのではないのでしょうか。

続いて、2点目です。

この水を供給するための整備が、これだけの料金値上げをしても今後十分にできないということが答弁の中で明らかになりました。値上げをしても、管路更新率が現行の1.25%から1%へと逆に下げることになるとの答弁に私は驚きです。

現行の令和12年度までの第3次アクア・シンフォニー計画では、毎年の管路更新率を1.25%とし整備する計画ですが、これができなくなるということです。安心、安全な水供給の基礎の整備ができないということは、企業団の役割そのものが十分に果たせないということではないでしょうか。水道に特化した事業体でありながら、財政的な制約から仕事の目標を下げなければならないということは、職員さんにとってどんなにつらいことでしょうか。私たちは、水道職員さんの仕事があつてこそ水を供給できています。

そもそも建設改良費に充てる財源を料金収入のみで賄うことは間違いです。第2回定例会の決算審査でも申し上げましたが、例えば、平成10年代の第2次拡張事業のときは、建設改良費に対する工事負担金は50%から70%ぐらひはありましたが、令和5年度の決算では13%まで減っています。現在、新たな水道管を入れるというより保守、老朽化・耐震化対策へと比重が切り替わっていますので、これに対する資本的収入を確保すべきです。

これらのことから、3点目、水道事業の維持発展のためには、料金収入のみに頼るのではなく、公費を入れるべきだと強く申し上げます。

何度も独立採算ということが言われましたが、それでは水道事業は成り立ちません。また、独立採算だから公費を入れてはいけないというわけでもありません。一般質問でも御答弁がありました。能登半島地震を受けて、国も補助金を検討しています。

また、愛知中部水道企業団の規約第10条には、企業団の経費は、企業団の事業より生ずる収入及びその他の収入をもって支弁すると、その他の収入を認めています。そして、補助、出資及び長期貸付けについては、関係市町の長が協議して定めるとしています。

大規模災害の対応のために、内部留保資金18億円持つておくことが健全経営との答弁がありました。これこそ市町の協議で別途確保していただきたいものだとして強く申し上げます。水道事業も含めたこの地域の防災対策に責任を持つ、住民の生命、財産に責任を持つのは政治の役割です。18億円に対する市町からの財政支援があれば、今回の値上げ分は回避できますし、建設改良にも十分お金を回せます。

住民負担増の水道料金値上げの考え方ではなく、水道事業全体をどう支えていくのかということをもっともっと議論すべきではないかと申し上げます。

企業長、副企業長の皆様の今後の判断に期待を込めて、討論といたします。

○議長（若園ひでこ議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

15番、加藤宏明議員。

○15番（加藤宏明議員） 15番、加藤宏明。

議長のお許しを得ましたので、ただいま議論となっております議案第6号 愛知中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

水道は、私が言うまでもなく、人間が生きていくためになくてはならないものであります。

半世紀前の作家、山本七平は、日本人は水と安全は無料で手に入るものだと思い込んでいと書かれております。日本は世界一の水道技術と蛇口から出る水を安全に飲める国であります。が、だんだん安心して飲めるような時代ではなくなってまいりました。

この管内も先人たちが水道管を巡らせていただき、管内5団体約33万人の水を確保していただき、蛇口をひねればどの家庭も水が頂けますが、この管内においてもいよいよ人口増が期待できなくなり、今後は徐々に減少すると言われております。

また、現在のように様々な物価が高騰する中、公共料金の、それも生活に不可欠な水道料金の改定についてはとりわけ慎重に取り扱うべきであると私も思っております。

その一方で、水道は公共事業とし、独立採算で運営され、常に企業性を発揮されるよう求められているものであり、企業団では経営の効率化、財政の健全化にたゆまぬ努力をなされてまいりました。

平成25年に値下げが行われましたが、値上げの改定に当たっては平成13年から実に23年間もの間行われず、これまで健全経営に御尽力いただいたものと理解しております。

ただ、昨今では給水人口の増加の鈍化と1人当たりの使用水量の減少により料金収入の増加が見込めない状況にある中、水道施設の耐震化や老朽化対策など、水道は常に長期的な視点に立って将来の施設整備を行っていく必要があります、その実現のためには財政基盤が強化されなければならないと思っております。

また、今回の料金改定は、各界の立場の委員から成る審議会ですら十分に審議されたものになっております。企業団の将来、管内住民の安定給水、暮らしと安心、安全を守るためにも必要不可欠であると判断されること、その内容も公平、妥当で必要最低限であると判断できるものと信じております。やむを得ないことであるとの立場に立つものであります。

しかしながら、水道料金が上がるということは、管内住民の皆さんの負担が増えることとなります。独立採算制を要請される水道事業とし、今後も厳しい経営環境が予想される中、健全な経営を維持するためには、料金改定によるものばかりでなく、更なる経費を削減し、

身を削る努力も必要であると感じております。引き続き努めていただきたいと思います。

また、この1月の能登半島地震において、長期的にわたり水道が復旧しないことというこの事態を大変強く受け止めております。水道は生活に欠かせない重要なライフラインであるため、地震などの自然災害に対し強靱さが求められます。今後、更に水道施設の耐震化や老朽化対策などを進め、安全で信頼できる水道を将来へつなげていただきたいと思います。

最後になりますが、最近読んだ本では、2040年の水道料金が現在の3倍、4倍となる自治体も多く見られております。また、この地方の農業用の愛知用水の枝管などにおいても管理が不十分な地区も散見されます。

この愛知中部水道企業団におかれましては、5自治体約33万人の飲料確保と安定的給水、住民サービスを念頭に格段の努力をされんことを付け加えまして、私の賛成討論といたします。議員各位の賛同をお願いし、討論を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（若園ひでこ議員） 次に、反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園ひでこ議員） 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（若園ひでこ議員） 日程第7、議案第7号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 管理担当次長の近藤でございます。

議案第7号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

この案を提出いたしますのは、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、これに準じて本企業団職員の給与に関して改めるものでございます。

改正内容といたしましては、別表第一及び別表第二に定めております企業職給料表一及び企業職給料表二につきまして、国に準じて改めるもので、給料月額を2,900円から2万3,200円、全体平均で約2.82%引き上げるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、別表給料表の改正規定は令和6年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（若園ひでこ議員） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第7号については、質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

4番、ごとうみき議員。

○4番（ごとうみき議員） 賛成の立場で討論いたします。

今回の値上げ改定により、この間の課題であった初任給の一定額の引上げとなること、会計年度任用職員さんも含めた全体の改定となったことはよかったと思います。

全体で2.82%の改定ですが、中高年層のベテラン層では月例給が1%台の引上げにとどまっており、この点は不十分さが残ります。3,000円台、4,000円台の引上げだけでは、物価高騰に十分対応できる額とは言い難いです。生活費、特に食費やガソリン代などの値上げは全ての人に係る負担増です。職員の皆さんが安心して生活し、仕事に励めるよう、更なる適切な支援を行ってください。

また、人事院勧告では、配偶者扶養手当の廃止、地域手当、通勤手当などにも触れられています。本条例改正では、手当の改正はないものの、今後、減額の改定ではなく、十分な増額改定になるよう申し上げ、本議案への賛成討論といたします。

○議長（若園ひでこ議員） 反対討論を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） 賛成討論を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園ひでこ議員） 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（若園ひでこ議員） 日程第8、議案第8号 令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

山田局長。

○局長（山田紀夫君） 局長の山田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第8号 令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、当初予算第3条の水道事業費用、第4条の資本的収入及び第8条の職員給与費の補正を行うものでございます。

初めに、水道事業費用の補正でございますが、国家公務員の一般職の給与に関する法律の一部改正に伴い、本企业団職員の給与が改められることとなり、費用における人件費の不足額654万9,000円を増額補正するものでございます。

次に、資本的収入の補正でございますが、愛知県生活基盤施設耐震化等補助金交付要綱に基づき、重要給水施設配水管事業に係る補助金を県に対して4,169万円を要望し、同額を当初予算に計上したところではありますが、交付額が3,425万1,000円と決定されたため、県補助金743万9,000円を減額補正するものでございます。

これに併せまして、資本的収支の不足分の補てん財源についても改めるものでございます。

最後に、給与改定に伴う職員給与費の不足分を水道事業費用と同額の654万9,000円を増額補正するものでございます。

内容につきまして御説明させていただきますので、お手元の補正予算書1ページをお開き

いただきたいと思います。

第2条、収益的収入及び支出の補正といたしまして、費用の第1款水道事業費用を654万9,000円増額し、66億2,246万7,000円とするもので、内容は第1項営業費用を同額の654万9,000円増額し、65億285万7,000円とするものでございます。

次に、第3条、資本的収入及び支出の補正といたしまして、収入の第1款資本的収入を743万9,000円減額し、16億20万1,000円とするもので、内容は第2項県補助金を同額の743万9,000円減額し、3,425万1,000円とするものでございます。

また、これに伴いまして、当初予算第4条本文括弧書きを、「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額26億2,526万5,000円は、減債積立金800万円、建設改良積立金1億4,216万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億9,706万6,000円、過年度分損益勘定留保資金12億3,381万5,000円及び当年度分損益勘定留保資金10億4,422万4,000円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。

最後に、第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正といたしまして、当初予算第8条に定めた経費のうち(1)職員給与費を654万9,000円増額し、9億5,109万2,000円とするものでございます。

令和6年12月26日提出。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(若園ひでこ議員) 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第8号については、質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(若園ひでこ議員) 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(若園ひでこ議員) ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園ひでこ議員） 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

本会議において議決されました事項については、会議規則第39条の規定により、その条項、字句、数字その他の整理は議長に委任されたいが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

---

#### ◎企業長あいさつ

○議長（若園ひでこ議員） それでは、企業長より御挨拶をお願いいたします。

近藤裕貴企業長。

○企業長（近藤裕貴君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日提出をさせていただきました議案につきまして、特に料金改定という大変重要な審議となりましたが、慎重なる御審議をいただき、原案どおり御議決をいただきまして、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

今後は、一層の経営努力と業務改善に努めまして、更なる財政の健全化を図るとともに、地域の皆様が安心して水道水を御利用いただけるような取組を今後も積極的に推進してまいりますので、皆様方の御理解と御協力をお願いするところでございます。

何かとお忙しい時節柄でございます。これから寒さも一段と厳しくなっておりますが、議員の皆様におかれましては十分御自愛をいただき、ますます御活躍をされますことを御期待申し上げます。新しい年が皆様にとりましてすばらしい年となりますよう御祈念を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（若園ひでこ議員） ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（若園ひでこ議員） 本日は大変慎重な審議を賜り、ありがとうございました。

これもちまして、令和6年第3回愛知中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

(午後 3時58分)

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和6年 12月 26日

議 長 若 園 ひ で こ

署 名 議 員 月 岡 修 一

署 名 議 員 田 崎 あきひさ